

第六号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【発行者（受託者）名称】

【代表者の役職氏名】(2)

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【電話番号】

【発行者（委託者）氏名又は名称】

【代表者の役職氏名】

【住所又は本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【電話番号】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の
名称】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の
金額】(3)

【縦覧に供する場所】

名称

（所在地）

第一部【証券情報】

第1【内国信託受益証券の募集（売出）要項】

1【内国信託受益証券の形態等】(4)

2【発行（売出）数】

3【発行（売出）価額の総額】(5)

4【発行（売出）価格】(6)

5【給付の内容、時期及び場所】

6【募集の方法】

7【申込手数料】(7)

8【申込単位】

9【申込期間及び申込取扱場所】

10【申込証拠金】

11【払込期日及び払込取扱場所】

12【引受け等の概要】(8)

13【振替機関に関する事項】

14【その他】(9)

第2【内国信託社債券の募集（売出）要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】(10)

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額（円）	
発行価額の総額（円）	

発行価格（円）	
利率（％）	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金（円）	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】 (1)

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額（円）	引受けの条件
計	—		—

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件

3 【新規発行短期社債】 (12)

発行価格（円）	
短期社債の総額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行限度額（円）	
発行限度額残高（円）	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	

4 【売出社債（売出短期社債を除く。）】 (13)

銘柄	売出券面額の総額又は売 出振替社債の総額（円）	売出価額の総額 （円）	売出しに係る社債の所有者 の住所及び氏名又は名称

5 【売出短期社債】 (13)

支払期日	売出短期社債の総額（円）	売出価額の総額 （円）	売出しに係る短期社債の所 有者の住所及び氏名又は名 称

6 【売出社債の条件】 (14)

売出価格 （円）	申込期間	申込単位	申込証拠 金（円）	申込受付 場所	売出しの委託を受け た者の住所及び氏名 又は名称	売出しの委託 契約の内容

第二部【信託財産情報】

第1 【信託財産の状況】

1 【概況】

- (1) 【信託財産に係る法制度の概要】 (15)
- (2) 【信託財産の基本的性格】 (16)
- (3) 【信託財産の沿革】 (17)
- (4) 【信託財産の管理体制等】 (18)
 - ① 【信託財産の関係法人】
 - ② 【信託財産の運用（管理及び処分）に関する基本的態度】
 - ③ 【信託財産の管理体制】

2 【信託財産を構成する資産の概要】

- (1) 【信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】 (19)

- (2) 【信託財産を構成する資産の内容】 (20)
- (3) 【信託財産を構成する資産の回収方法】 (21)
- 3 【信託の仕組み】
 - (1) 【信託の概要】
 - ① 【信託の基本的仕組み】 (22)
 - ② 【信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項】 (23)
 - ③ 【委託者の義務に関する事項】
 - ④ 【その他】 (24)
 - (2) 【受益権】 (25)
 - (3) 【内国信託受益証券（内国信託社債券）の取得者の権利】
- 4 【信託財産を構成する資産の状況】
 - (1) 【信託財産を構成する資産の運用（管理）の概況】 (26)
 - (2) 【損失及び延滞の状況】 (27)
 - (3) 【収益状況の推移】 (28)
- 5 【投資リスク】 (29)
- 第2 【信託財産の経理状況】 (30)
 - 1 【貸借対照表】 (31)
 - 2 【損益計算書】 (32)
- 第3 【証券事務の概要】 (33)
- 第4 【その他】 (34)
- 第三部 【受託者、委託者及び関係法人の情報】
 - 第1 【受託者の状況】
 - 1 【受託者の概況】 (35)
 - 2 【事業の内容及び営業の概況】
 - 3 【経理の状況】 (35－2)
 - 4 【利害関係人との取引制限】 (35－3)
 - 5 【その他】 (36)
 - 第2 【委託者の状況】 (37)
 - 1 【会社の場合】
 - (1) 【会社の概況】
 - (2) 【事業の内容及び営業の概況】
 - (3) 【経理の状況】
 - (4) 【利害関係人との取引制限】
 - (5) 【その他】 (36)
 - 2 【会社以外の団体の場合】
 - (1) 【団体の沿革】
 - (2) 【団体の目的及び事業の内容】
 - (3) 【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】
 - (4) 【役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴】
 - 3 【個人の場合】
 - (1) 【生年月日】
 - (2) 【職歴】
 - (3) 【破産手続開始の決定の有無】
 - 第3 【その他関係法人の概況】
 - 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】 (38)
 - 2 【関係業務の概要】 (39)

- 3 【資本関係】⁽⁴⁰⁾
- 4 【役員の兼職関係】⁽⁴¹⁾
- 5 【その他】⁽⁴²⁾

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
- b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券（以下bにおいて「特定預託証券等」と総称する。）である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付（法第2条第34項に規定する信用格付をいう。（4）bにおいて同じ。）に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」⁽¹³⁾ 1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、この様式第二部中「第2 信託財産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
- c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- d 当該届出に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利に係る有価証券をいい、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」⁽⁵⁾ c、⁽¹⁷⁾ c、⁽²⁶⁾ c、⁽³⁰⁾ 及び⁽³¹⁾により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。

(2) 代表者の役職氏名

当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。

(3) 届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額

- a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国信託受益証券（内国信託社債券）に係る当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
- b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(4) 内国信託受益証券の形態等

- a 記名・無記名の別を記載すること。
- b 当該届出に係る内国信託受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下bにおいて同じ。）から提供

され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該届出に係る内国信託受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国信託受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る内国信託受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

(5) 発行（売）出 価額の総額

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(6) 発行（売）出 価格

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(7) 申込手数料

手数料が申込みの数量又は金額に応じて変動する場合には、その段階ごとに当該数量又は金額及び手数料を記載すること。

(8) 引受け等の概要

元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

(9) その他

a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の信託財産の振替その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。

b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該届出に係る内国信託受益証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。

c 銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者（⁽³⁰⁾ dにおいて「銀行等」という。）が委託者としてその貸付債権を信託する場合には、委託者が取得する新規発行による手取金について、その使途の内容（例えば、設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係法人に対する出資又は融資等）を記載すること。

(10) 新規発行社債

企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(13)に準じて記載すること。

(11) 社債の引受け及び社債管理の委託

企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(15)に準じて記載すること。

(12) 新規発行短期社債

企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(16)に準じて記載すること。

- (13) 売出社債
企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」⁽²²⁾に準じて記載すること。
- (14) 売出社債の条件
企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」⁽²³⁾に準じて記載すること。
- (15) 信託財産に係る法制度の概要
委託者から受託者への資産移転の法的効果、発行者の義務、責任等に関し適用される法律の名称及びその主な内容を記載すること。また、信託法第2条第12項に規定する限定責任信託である場合又は同法第21条第2項第4号に規定する合意がある場合にはその旨を記載すること。
内国信託社債券が発行される場合にあっては、当該社債券が信託財産のために発行されることを具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (16) 信託財産の基本的性格
a 信託財産を構成する資産の種類及び構成比並びに当該信託財産を構成する資産に係る債務者の特質等について記載すること。
b 信託財産が、投資ビークル（一定の資産の管理、運用又は処分を行う法人、組合等（第六号の五様式「記載上の注意」(1) f に規定する組合等をいう。）、信託その他これらに類するものであって、他の者がこれらへの投資を通じて資産の運用を行うために利用されるもの（信託にあっては受益者が当該一定の資産を直接に管理、運用又は処分するものと同視すべき場合を除く。）をいう。⁽²²⁾において同じ。）への投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その旨が明確になるように記載すること。
- (17) 信託財産の沿革
設定経緯、基本的性格の変更、当該届出に係る内国信託受益証券（内国信託社債券）の金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。
- (18) 信託財産の管理体制等
a 「信託財産の関係法人」の欄については、委託者、受託者、信託財産の管理を行う会社、信託財産の回収等の管理会社及び当該届出に係る内国信託受益証券（内国信託社債券）に信用補完等を行っている会社等についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。
b 「信託財産の運用（管理及び処分）に関する基本的態度」の欄については、信託財産の運用（管理及び処分）に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態等又は管理及び処分の方針、管理及び処分の形態等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
c 「信託財産の管理体制」の欄については、信託財産の管理を行う会社の統治に関する事項（例えば、法人の機関の内容、内部管理及び監査役等の監督の組織、人員及び手続並びに内部管理、監査役等の監督及び会計監査の相互連携等）、信託財産の管理を行う会社が事務委託等を行っている場合には当該事務を受託している会社に対する管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
また、信託財産の管理を行う会社による信託財産に関するリスク管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (19) 信託財産を構成する資産に係る法制度の概要
a 信託財産を構成する資産に適用される法律のうち、当該資産が債権の場合には債権の発生、破産手続開始・強制執行等を規定した法律及び債務者の保護に関する法律等の名称及び主な内容を記載し、当該資産が債権及び有価証券以外の資産の場合には当該資産の利用を制限する法律等の名称及び主な内容を記載すること。

- b 保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者がいる場合には、当該保有資産についても信託財産を構成する資産と同様の記載を行うこと。以下、信託財産を構成する資産に係る記載について同じ。

(20) 信託財産を構成する資産の内容

- a 信託財産を構成する資産が債権（有価証券に表示される債権を除く。以下 a において同じ。）である場合には、次の(a)及び(b)に従って記載すること。
 - (a) 債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、固定金利・変動金利の別等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること（基本的性格の異なる複数の債権の類型が存在する場合には、その類型ごとに記載すること。）。また、当該債権に担保又は保証が付されている場合には、その内容を記載すること。
 - (b) 信託財産を構成する債権の譲受けに係る契約により当該債権が一定の属性（債権の種類、その発生原因、元本の償還期限及び利子の支払の方法、金利、債務者の信用状況又は履行状況、担保の設定状況等）を有することが求められている場合においては、当該属性の概要及び当該債権が当該属性を有しない場合に行われ又は行われ得る措置（例えば、原保有者（信託財産を構成する資産を直接又は間接に受託者に譲渡した者（保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を受託者に譲渡した者を含む。）をいう。⁽²²⁾及び⁽²³⁾ a において同じ。）による買戻し等）の概略を簡潔に記載すること。
- b 信託財産を構成する資産が不動産である場合には、当該不動産の所在地、用途地域、建物用途、面積、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。）、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称等当該不動産の内容について記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下 b 及び⁽²³⁾ b において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近 5 年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下 b において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占める物件。⁽²⁸⁾ b において同じ。）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近 5 年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。
- c 信託財産を構成する資産が a 又は b に掲げる資産に係る権利（i の特定有価証券に表示される権利を除く。）である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（a 又は b に掲げる事項）を記載すること。
- d 信託財産を構成する資産が有価証券（i の特定有価証券を除く。）である場合には、有価証券の種類、銘柄、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。また、当該有価証券に担保が付されている場合には、その内容を記載すること。当該有価証券に表示される権利が債権である場合には、当該有価証券について a (b) に準じて記載すること。
- e 信託財産を構成する資産が動産（有価証券を除く。）である場合には、当該動産の種類、名称、価格、形式、製造番号、当該動産が所在する場所等当該動産の内容につ

いて記載すること。また、当該動産に関してリース契約等を締結している場合には、当該契約の内容（リース期間、受取リース料等）について具体的に記載すること。

- f 信託財産を構成する資産が無体財産権である場合には、当該無体財産権の種類、内容、登録の番号及び年月日、存続期間等当該無体財産権の内容について具体的に記載すること。また、当該無体財産権に係る実施権等を設定している場合には、実施権等の権利者の氏名又は名称、実施権等の範囲、対価の額等当該実施権等の内容に関する事項を記載すること。
- g 信託財産を構成する資産が会社の事業を構成するものである場合には、当該事業の主要な経営指標等の推移、沿革、事業の内容、関係会社の状況、経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、サステナビリティに関する考え方及び取組、事業等のリスク、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析、重要な契約等、研究開発活動、設備投資等の概要、主要な設備の状況、設備の新設、除却等の計画及び従業員の状況等について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(25)から(37)まで、(58-2)及び(58-3)に準じて記載すること。
- h 信託財産を構成する資産が a から g までに掲げる資産以外の資産（i の特定有価証券は除く。）である場合には、当該資産の種類及び内容に応じ a から g までに準じて記載すること。
- i 信託財産を構成する資産が第23条第2号に掲げる特定有価証券（投資信託証券に該当するものを除く。）である場合には、当該特定有価証券に係る信託に係る受益者及び委託者並びに信託管理人、信託監督人又は受益者代理人（特定目的信託（資産流動化法第2条第13項に規定する特定目的信託をいう。）の受益権にあっては、代表権利者（同条第17項に規定する代表権利者をいう。）又は特定信託管理者（同条第18項に規定する特定信託管理者をいう。））の氏名又は名称及び住所、当該信託の目的、当該特定有価証券に係る特定信託財産又は信託財産を構成する資産の内容（a から h までに掲げる資産の内容に応じ a から h までに掲げる事項）等当該信託の内容について記載すること。
- j 信託財産を直接又は間接に構成する債権（信託の受益権に係る受益債権を除く。以下 j において単に「債権」という。）に係る債務者（以下 j において単に「債務者」といい、その子会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社をいう。（d）において同じ。）又は関連会社（同条第5項に規定する関連会社をいう。（d）において同じ。）である債務者がある場合には、当該債務者を含む。）であって、当該債権の残高の合計額の総資産額に対する割合が10%以上であるもの（以下 j において「重要な債務者」という。）が存在する場合には、a から i までに加えて、次の(a)から(d)までに従うこと。
 - (a) 重要な債務者の氏名又は名称、組織形態、沿革、事業の内容及び営業の概況（直近の事業年度の終了後に生じた元本の償還又は出資の消却及び利子又は配当の支払等に重大な影響を及ぼす事由を含む。）を記載すること。
 - (b) 当該割合その他の信託財産における当該重要な債務者に係る債権への集中の状況について記載すること。
 - (c) 当該重要な債務者に係る債権について、債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、金利その他の当該債権の重要な内容その他当該債権に関する債務者との間の契約における重要な定めを記載すること。
 - (d) 当該割合が20%以上である場合には、当該重要な債務者（他の債務者の子会社又は関連会社である債務者を除く。）について、次の①又は②に掲げる書類のいずれかを添付すること。

- ① 直近の計算書類（会社法第444条第1項に規定する連結計算書類をいい、これがない場合にあっては同法第435条第2項に規定する計算書類その他これに類する書類をいう。）（法令、契約等により、公認会計士又は監査法人（外国においてこれらに相当する者を含む。）による監査を受けることとなっている場合には、当該監査を受けた当該計算書類及び当該公認会計士又は監査法人による監査報告書）
- ② 当該重要な債務者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。（35－2）cにおいて同じ。）に該当する者である場合には、同令第2号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該重要な債務者の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。（35－2）cにおいて同じ。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。（35－2）cにおいて同じ。）並びにこれらの訂正報告書について記載した書面
- k 信託前に生じた委託者に対する債権であって、当該債権に係る債務を信託財産責任負担債務（信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいう。）とする旨の信託行為の定めがあるものについて、当該定めの内容について記載すること。
- (21) 信託財産を構成する資産の回収方法
信託財産を構成する債権に係る延滞債務及び貸倒債権の回収の方法及び手続（担保付債権の場合には担保権の実行方法を含む。）について記載すること。
- (22) 信託の基本的仕組み
当該届出に係る内国信託受益証券（内国信託社債券）を組成する仕組みの概要（原保有者、当該内国信託受益証券（内国信託社債券）に係る信託の委託者及び受託者、信託財産の管理を行う会社、信託財産の回収等の管理会社及び当該内国信託受益証券（内国信託社債券）に信用補完等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等（投資ビークルへの投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その仕組みも含む。））及び当該内国信託受益証券（内国信託社債券）の償還の仕組みの概要について、図表による表示等を用いて明瞭に記載すること。
これに加えて、内国信託社債券が発行される場合にあっては、当該内国信託社債券と信託財産との関係（当該内国信託社債券について信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負うか否か、発行者と当該信託財産の責任割合等）についても、図表による表示等を用いて明瞭に記載すること。
- (23) 信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項
- a 当該届出に係る内国信託受益証券（内国信託社債券）に係る信託財産を構成する資産が債権である場合には、当該債権の残高別、支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）別及び当該債権等の発生からの期間別に、有価証券届出書提出日の直近日における債務者数及びその総債務者数に対する割合並びに信託財産を構成する債権の残高及びその総資産額に対する割合を記載すること。また、当該債権が貸付債権である場合において、当該債権に取立不能、期限の利益の喪失等の事由が生じた場合に、原保有者その他の者が当該債権を買戻し、他の債権との交換その他の方法により取得する義務を負うこととなっているときは、その内容を記載すること。
- b 当該届出に係る内国信託受益証券（内国信託社債券）に係る信託財産を構成する資産が不動産であり、当該不動産に関して賃貸借契約が締結されている場合には、当該不動産に係る賃料の支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）を総テナント数及び総賃料収入に対する割合として記載すること。

- c 当該届出に係る内国信託受益証券（内国信託社債券）に係る信託財産を構成する資産がその他の財産権である場合には、上記 a 及び b に準じて、その管理の概況が把握できる内容を具体的に記載すること。
- d 信託財産を構成する資産の内容を分かりやすく記載するため、a から c までに掲げる資産を併せて記載することが必要な場合には、第四号様式の「第二部 ファンド情報」の「5 運用状況」の「(2) 投資資産」の「③ その他投資資産の主要なもの」に準じて記載すること。
- e 信託財産について、一定の要件を満たすものに限定している場合には、信託財産の類型ごと（信託財産が債権であって基本的性格の異なる複数の債権の類型が存在する場合には、その類型ごと）に当該要件の内容を記載すること。
- f 信託財産を構成する資産につき回収したものに係る処理の方法（他の資産に再投資する場合には当該投資の対象及び時期等、受益権者に償還若しくは配当する場合又は償還基金若しくは配当基金に積立てる場合には、その時期及び金額の計算方法等）を記載すること。

(24) その他

- a 当該届出に係る内国信託受益証券の受益者又は内国信託社債券の社債権者以外に、当該内国信託受益証券又は内国信託社債券に係る信託に関し他の種類の受益権（内国信託受益証券が発行される場合にあつては当該内国信託受益証券と信託財産（信託法第2条第3項に規定する信託財産をいう。以下 a において同じ。）が同一であり、かつ、受益債権の給付の内容又は弁済期が異なる他の受益権をいい、内国信託社債券が発行される場合にあつては当該内国信託社債券と信託財産が同一である受益権をいう。⁽³⁰⁾ e において同じ。）又は他の種類の内国信託社債券（内国信託受益証券が発行される場合にあつては当該内国信託受益証券に係る信託財産のために発行された内国信託社債券をいい、内国信託社債券が発行される場合にあつては当該内国信託社債券に係る信託財産のために発行された他の種類（会社法第681条第1号に規定する種類をいう。）の内国信託社債券をいう。⁽³⁰⁾ e において同じ。）を有している者がいる場合には、当該信託の信託財産を構成する債権の回収額の配分方法及び債務不履行による当該信託財産の元本の償却額の配分方法を記載すること。
- b 当該届出に係る内国信託受益証券（内国信託社債券）の元本の償還等について信用補完がなされている場合には、その内容を記載すること。
- c 受託者が二人以上ある信託においては、信託事務の処理についての決定及びその執行方法が把握できる内容を具体的に記載すること。

(25) 受益権

受益者集会に関する権利、受益権に係る受益債権の内容、その他の受益権の内容及び権利行使の手続について記載すること。なお、当該届出に係る有価証券が内国信託社債券である場合には、記載を要しない。

(26) 信託財産を構成する資産の運用（管理）の概況

当該届出に係る内国信託受益証券（内国信託社債券）に係る信託財産を構成する債権について、債権額の残高別、支払状況（延滞の有無及び延滞期間）別及び債権の発生からの期間別に、有価証券届出書提出日の直近日における債務者数及びその総債務者に対する割合並びに債権額の残高及びその総債権残高に対する割合を記載すること。

(27) 損失及び延滞の状況

- a 有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）について、各計算期間ごとに信託財産を構成する債権に係る純損失の金額（元本及び利息等の償却額）及び延滞となっている債務の金額並びにこれらの総資産額に対する割合の推移を記載すること。

- b 信託財産を構成する資産のうち担保付債権の担保権が実行されている場合には、各計算期間における当該担保権の実行に係る回収額の実績を注記すること。
- c 有価証券届出書提出日が信託財産譲受日後 1 計算期間が経過する日前である場合には、信託財産を構成することとなった委託者の財産たる資産の損失及び延滞の状況について、当該者の事業年度ごとに金額又は件数等参考となるべき事項を記載すること。

(28) 収益状況の推移

有価証券届出書提出日前 5 年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに次の事項を記載すること。

- a 信託財産を構成する資産が債権である場合には、当該債権から発生する利息、手数料等の収益の額及び当該債権に係る費用の額、当該債権に係る元本金額の当該各期間における期末残高並びに当該期末残高に占める当該収益の額及び当該費用の額の比率
- b 信託財産を構成する資産が不動産である場合には、全賃料収入及び費用並びに主要な不動産の物件ごとの総賃料収入及び当該物件に係る費用並びに当該総賃料収入の全賃料収入に占める比率
- c 信託財産を構成する資産がその他の財産権である場合には、上記 a 及び b に準じて、その収益状況が把握できる内容を具体的に記載すること。

(29) 投資リスク

- a 信託財産のもつリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。
- b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(30) 信託財産の経理状況

- a 財務諸表又は中間財務諸表（財務諸表等規則第 1 条第 1 項第 3 号に規定する中間財務諸表をいう。（35－2）において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第 3 条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。（35－2）bにおいて同じ。）を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。
- b 以下の「記載上の注意」によりがたいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- c 最近 2 計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- d 信託財産に銀行等の貸付債権が含まれる場合には、委託者である銀行等は、財産目録及び貸付債権信託計算書の作成に関与した銀行（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第 1 条第 1 項の規定により信託業務を営むことの認可を受けた当該信託の受託者に限る。）による意見書を本項の冒頭において掲記すること。
- e 当該届出に係る内国信託受益証券の受益者又は内国信託社債券の社債権者以外に、当該内国信託受益証券又は当該内国信託社債券に係る信託財産に関し他の種類の受益権又は他の種類の内国信託社債権を有している者がいる場合には、当該受益者又は社債権者の受益権又は債権額に応じて配分された後の経理の状況についても記載すること。

(31) 貸借対照表

最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする信託財産について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日（⁽³²⁾aにおいて「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。（⁽³²⁾aにおいて同じ。）も記載すること。

(32) 損益計算書

- a 最近計算期間に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表に記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書（当該期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）も記載すること。
- b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。

(33) 証券事務の概要

当該届出に係る内国信託受益証券（内国信託社債券）に関し、次の事項を記載すること。

- a 名義書替えについてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
- b 証券所有者に対する特典
- c 内国信託受益証券（内国信託社債券）に譲渡制限が付されている場合には、その内容
- d その他内国信託受益証券（内国信託社債券）事務に関し投資者に示すことが必要な事項

(34) その他

- a 当該募集又は売出しに係る目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。
- b 当該届出に係る内国信託受益証券（内国信託社債券）の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。

(35) 受託者の概況

- a 有価証券届出書提出日の直近日現在の受託者の資本金の額並びに受託者が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。
なお、最近5年間における資本金の額の増減についても併せて記載すること。
- b 受託者の機構について記載すること。なお、受託者が信託財産の投資運用を行う場合、その意思決定機構については、特に詳細に記載すること。

(35-2) 経理の状況

- a 受託者の経理の状況について企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第5 経理の状況」に準じて記載すること。
- b 受託者の財務諸表（連結財務諸表（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第1項第1号に規定する連結財務諸表をいう。以下bにおいて同じ。）がある場合には、連結財務諸表を含む。以下bにおいて同じ。）又は中間財務諸表（中間連結財務諸表（同項第3号に規定する中間連結財務諸表をいう。）がある場合には、中間連結財務諸表を含む。以下bにおいて同じ。）について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表又は中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告

書又は半期報告書に含まれた財務諸表又は中間財務諸表と同一のものであって、新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表又は中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

- c 受託者が継続開示会社に該当する者である場合には、a の記載及びbに規定する書類の添付に代えて、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている受託者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

(35-3) 利害関係人との取引制限

受託者及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。

(36) その他

- a 受託者又は委託者について、信託財産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡又は事業譲受その他の重要事項について記載すること。
- b 信託財産の管理業務以外の業務を兼営している場合にはその概要を記載すること。信託財産の信託業務以外の業務につき、信託財産に影響を及ぼす契約及び取引等がある場合には、その内容を記載すること。
- c 受託者又は委託者について、信託財産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な影響が予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。

(37) 委託者の状況

委託者が会社である場合、(36)から(35-3)までに準じて記載すること。委託者が発行者とならない場合には記載を要しない。

(38) 名称、資本金の額及び事業の内容

資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(39) 関係業務の概要

信託財産の運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合にはその概要を記載すること。

(40) 資本関係

発行者及び他の関係者との資本関係を記載すること。

(41) 役員の兼職関係

当該関係法人の役員であって、発行者の役員又は従業員を兼ねているものがある場合には、その氏名及び役職名を記載すること。

(42) その他

- a 信託財産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡及び事業譲受その他重要事項について記載すること。
- b 信託財産の運営に関する関係業務以外の業務につき、信託財産に影響を及ぼす契約及び取引等がある場合には、その内容を記載すること。

(43) 読替え

提出者が、内国信託受益権の発行者である場合には、この様式中「内国信託受益証券」とあるのは「内国信託受益権」と読み替えて記載すること。この場合において、この様式中(34) bについては該当はない旨を記載すること。

(44) 組織再編成（公開買付け）に関する情報

内国信託受益証券（内国信託社債券）に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の3第1項に規定する公開買付けをい

う。)につき内国信託受益証券(内国信託社債券)をその買付け等(法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。)の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本有価証券届出書を提出する場合には、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成(公開買付け)に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」(1)から(9)までに準じて記載すること。